

議案第19号

山陽小野田市青少年育成センター補導員の委嘱等について

山陽小野田市青少年育成センター規則第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市青少年育成センター補導員を委嘱すること。

令和5年5月25日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長谷川 裕

記

- 1 委嘱される者
別添名簿のとおり
- 2 任 期
令和5年6月1日から令和6年5月31日まで
- 3 委嘱の理由
全補導員の任期が令和5年5月31日をもって満了するため

【参考】

山陽小野田市青少年育成センター規則（抜粋）

（組織）

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長 1人
 - (2) 事務局職員 若干人
 - (3) 補導員 162人以内
- 2 所長は教育長を、事務局長は教育委員会社会教育課長を、事務局職員は同課職員をもって充てる。
- 3 補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- (1) 青少年育成機関及び団体関係者
 - (2) 市内各学校職員
 - (3) 教育委員会事務局職員
 - (4) 市職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に協力する者